

宇部市成年後見制度等利用促進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市成年後見制度等利用促進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援について、関係機関との地域連携体制を構築し、効果的に推進するため、宇部市成年後見制度等利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宇部市成年後見制度利用促進基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 成年後見制度等権利擁護支援の利用に係る支援及び協力体制の構築に関すること。
- (3) その他、成年後見制度等権利擁護支援の利用の促進に関し必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、委員12人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療機関
- (2) 司法等関係団体
- (3) 福祉関係団体
- (4) 家族会
- (5) 地域協力団体

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

- 4 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、宇部市健康福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月4日から施行する。
2 「宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会設置要綱」を廃止する。

別表

宇部市成年後見制度利用促進策定委員

区 分	所 属
医療機関	宇部市医師会
司法等関係団体	山口県弁護士会 山口県司法書士会 山口県行政書士会
福祉関係団体	山口県社会福祉士会 山口県精神保健福祉士協会 障害者相談支援事業所 地域包括支援センター 宇部市社会福祉協議会
家族会	在宅障害児者と家族を支援する会 認知症の人と家族の会山口県支部
地域協力団体	宇部市民生児童委員協議会